6　地方債
7　使用料及び手数料
8　雑収入
9　復旧・復興事業一般財源充当分
10　全国防災事業一般財源充当分

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　地域経済基盤強化・雇用等対策費
4　公債費
5　維持補修費
6　投資的経費
7　公営企業繰出金
8　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

第二　東日本大震災分

（復旧・復興事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　震災復興特別交付税
2　一般財源充当分
3　国庫支出金
4　地方債
5　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　公債費
4　投資的経費
5　公営企業繰出金
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

（全国防災事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　一般財源充当分
3　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
公債費

策　　定　　方　　針

平成29年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成29年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1　通常収支分

⑴　地方税制については、平成29年度地方税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。

⑵　地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

①　地方交付税法第６条の３第２項に基づく制度改正として、平成29年度から平成31年度までの間は、平成28年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の